



島根県報

令和3年10月22日（金）

第 254 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	4
農業振興地域の指定の一部改正	（農 業 経 営 課）	4
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（4件）	（中 小 企 業 課）	5
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	9

【公 告】

島根県職員宿舍・駐車場管理システム構築・運用保守業務に係る提案競技の実施	（管 財 課）	9
--------------------------------------	---------	---

【特定調達公告】

島根県第5内部系仮想基盤構築運用保守業務の調達に係る随意契約の相手方等	（情 報 政 策 課）	13
島根県特別児童扶養手当システム開発及び運用・保守業務の委託に係る随意契約の相手方等	（障 が い 福 祉 課）	14
配光測定装置の購入に係る一般競争入札の落札者等	（港 湾 空 港 課）	14

告 示

島根県告示第627号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会医療法人 石州会	鹿足郡吉賀町六日市 368番地4	訪問リハビリテーション	六日市病院	鹿足郡吉賀町六日市 368番地4	令和3年4月1 日
		介護予防訪問リハビリテーション			
株式会社 テー リング	出雲市灘分町239番地 2	通所介護	通所介護事業所 みずほの里	出雲市灘分町239番地 2	令和3年7月1 日
		訪問介護	訪問介護事業所 みずほの里		
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町下西 78番地2	介護予防訪問看護	隠岐の島町訪問 看護ステーション「かがやき」	隠岐郡隠岐の島町下 西78番地2	令和3年7月1 日

島根県告示第628号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称		所在地	
			変更前	変更後		
合同会社 燦光	出雲市大社町北荒木 109-3	居宅介護支援事業	うさぎケアブ ラン	うさぎケアブ ラン出雲	出雲市小山町 385番地5	令和3年 7月1日
株式会社 ひよ うま	益田市高津七丁目11番 14号	居宅介護支援事業	居宅介護支援 事業所「しず かさん」	居宅介護支援 事業所 ひな たぼっこ	益田市中吉田町 508番地4	令和3年 3月1日

島根県告示第629号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人 JAいずも 福祉会	出雲市今市町106-1	居宅介護支援事業	社会福祉法人JA いずも福祉会 みどりの郷大社	出雲市大社町 北荒木460	出雲市大社町 北荒木483	令和3年 4月1日
株式会社 糺 屋	出雲市平田町907	居宅介護支援事業	こうじや居宅介護 支援事業所	出雲市平田町 7429	出雲市西郷町 474-1	令和3年 7月1日
特定非営利活 動法人 訪問 看護ステーシ ョンほほえみ	出雲市平田町911番地 5	訪問看護 介護予防訪問看護	特定非営利活動法 人 訪問看護ステ ーションほほえみ	出雲市平田町 2791番地1	出雲市平田町 911番地5	平成26年 10月23日
株式会社 ひ ようま	益田市高津七丁目11番 14号	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業 所「しずかさん」	益田市小浜町 468番地7	益田市中吉田 町508番地4	平成28年 9月1日

島根県告示第630号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所				変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称		所在地		
			変更前	変更後	変更前	変更後	
リハプランい ずも合同会社	出雲市稲岡町84-7	居宅介護支援 事業	リハプラン いずも	ほっとみる くいずも	出雲市稲岡 町84-7	出雲市斐川 町荘原485 -125	令和3年 9月1日
社会福祉法人 恵寿会	出雲市神西沖町1313	居宅介護支援 事業	サンホーム 指定居宅介 護支援事業 所	ケアプラン サン・ス マイル	出雲市斐川 町学頭1360 -1	出雲市神西 沖町215- 1	令和3年 6月1日
		介護老人福祉 施設	特別養護老 人ホーム 斐川サンホ ーム	特別養護老 人ホーム サン・スマ イル			
		通所介護 第一号通所事 業	斐川サンホ ーム指定通 所介護事業 所	デイサービ ス サン・ スマイル			
		短期入所生活 介護	斐川サンホ ーム指定短	ショートス テイ サン・			

		介護予防短期 入所生活介護	期入所生活 介護事業所	スマイル			
--	--	------------------	----------------	------	--	--	--

島根県告示第631号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 アン ビィヤス	出雲市西平田町243番 地1	居宅療養管理指導	西平田あおぞら	出雲市西平田町243 番地1	令和3年4月30日
		介護予防居宅療養 管理指導	薬局		
岩本 正敬	益田市乙吉町イ209- 11	居宅療養管理指導	岩本内科医院	益田市乙吉町イ209 -11	令和3年5月10日
		訪問看護			
		介護予防居宅療養 管理指導			
		介護予防訪問看護			
医療法人社団島 根勤労者医療協 会	出雲市塩冶町四丁目78 番地	居宅療養管理指導	塩冶歯科診療所	出雲市塩冶町四丁 目79番地	令和3年6月1日
		介護予防居宅療養 管理指導			
有限会社 増野 教材店	益田市あけぼの西町14 -7	福祉用具貸与	介護ショップ	益田市あけぼの西 町14-7	令和3年8月31日
		介護予防福祉用具 貸与	ファイン		
		特定福祉用具販売			
		特定介護予防福祉 用具販売			
居宅介護支援	居宅介護支援事 居業所 ファイ ン				
医療法人 沖縄 徳洲会	沖縄県島尻郡八重瀬町 字外間80番地	訪問看護	出雲徳洲会 訪	出雲市斐川町直江 3964番地1	令和3年9月30日
		介護予防訪問看護	問看護ステーシ ョン		

島根県告示第632号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第293号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 松江地域の項中「平成29年島根県告示第479号」を「令和3年島根県告示第590号」に改める。

島根県告示第633号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市秋鹿町字友田5396-1 から5396-3 まで、5397

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第634号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

今井書店グループセンター店 島根県松江市田和山町88外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社今井書店グループ 代表取締役 島 秀佳 鳥取県米子市新開2-3-10

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社今井書店 代表取締役 島 秀佳

（変更後）株式会社今井書店 代表取締役 舟木 徹

(4) 変更の年月日

令和3年7月1日

2 届出年月日

令和3年10月11日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第635号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ひまり大庭店・バースデイ大庭店・セリア大庭ショッピングタウン店・ドラッグストアウェルネス大庭店
島根県松江市大庭町1803-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮 貴司 島根県隠岐郡隠岐の島町平431番地1

株式会社しまむら 代表取締役 鈴木 誠 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号

J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹 東京都中央区銀座八丁目13番1号

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区麴町五丁目1番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗（バースデイ大庭店）を設置する者の代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

（変更後）株式会社しまむら 代表取締役 鈴木 誠 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号

イ 大規模小売店舗（バースデイ大庭店）において小売業を行う者の代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

（変更後）株式会社しまむら 代表取締役 鈴木 誠 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号

(4) 変更の年月日

令和2年2月21日（代表者の氏名）

令和3年1月24日（住所）

2 届出年月日

令和3年10月11日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第636号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ東出雲店 島根県松江市東出雲町揖屋798-4外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3-52

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ザ・ビッグ松江東出雲店

（変更後）ザ・ビッグ東出雲店

(4) 変更の年月日

令和3年10月9日

2 届出年月日

令和3年10月12日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第637号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

令和3年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ川跡店 島根県出雲市稲岡町37外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3-52
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) マックスバリュ出雲稲岡店
(変更後) マックスバリュ川跡店
- (4) 変更の年月日
令和3年10月9日

2 届出年月日

令和3年10月12日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第638号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
江津市	平成30年度～令和2年度	23枚	1冊	黒松3区	令和3年10月13日
江津市	平成30年度～令和2年度	41枚	1冊	嘉久志4-2区	令和3年10月13日

公 告

島根県職員宿舍・駐車場管理システム構築・運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和3年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県職員宿舍・駐車場管理システム構築・運用保守業務

(2) 仕様

島根県職員宿舍・駐車場管理システム構築・運用保守業務調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 島根県職員宿舍・駐車場管理システムの構築業務

契約の日から令和5年6月30日まで

イ 島根県職員宿舍・駐車場管理システムの運用保守業務

令和5年7月1日から令和10年6月30日まで

(4) 予算額

119,220,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。

令和3年度	0円
令和4年度	0円
令和5年度	17,883,000円
令和6年度	23,844,000円
令和7年度	23,844,000円
令和8年度	23,844,000円
令和9年度	23,844,000円
令和10年度	5,961,000円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であつて、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされているものを除く。）でないこと。
- ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の氏名
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (フ) 取引金融機関
- (ク) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ケ) 欠損金の負担の割合
- (セ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ソ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (ゼ) 解散後の契約不適合責任
- (リ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和3年10月22日（金）から同年11月22日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎4階） 島根県総務部管財課管理調整グループ

なお、配布は島根県のホームページからインターネット（しまね電子申請サービス）により申し込むことができる。

インターネットホームページアドレス <https://www.pref.shimane.lg.jp/kanzai/>

ウ 配布手続

配布場所に設置する受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部配布する。誓約書は令和3年11月22日（月）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。（しまね電子申請サービスにより申請した者は、受付簿への記載を省略することができる。）

なお、守秘義務の遵守に関する誓約書の様式は、島根県ホームページからのダウンロード又は配布場所での配布により提供する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 直近の財務諸表 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(4) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(5) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(7) 2の(2)のAに関する協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

(8) 担当者届 1部

(9) 提案書提出書 1部

(10) 提案書 8部

(11) システム構築運用保守業務実績届 1部

(12) 従事予定者職務経歴書 1部

(13) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(8)までの書類については、令和3年11月22日（月）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

イ 4の(9)から(13)までの書類については、令和3年12月8日(水)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までには必着のこと。)

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部管財課管理調整グループ

電話 0852-22-5043 F A X 0852-22-6037

電子メール kanzai@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること(F A X又は電子メールによる質問書の送付も受け付けるが、必ず到着確認の電話をすること。)

(2) 質問提出期限は、令和3年11月8日(月)午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和3年11月17日(水)までに、提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和3年12月1日(水)までに、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 島根県職員宿舎・駐車場管理システム構築・運用保守業務に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリング及びプレゼンテーションを行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) ヒアリング及びプレゼンテーションの日程は、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。

(6) 評価については、以下の点を重点的に評価する。

ア システムの機能、操作性及に関する項目

(7) 作業性向上等により職員の負担を軽減する機能を有していること。

(4) 職員が理解かつ利用しやすい画面構成及び操作手順となっていること。

イ システムの運用保守に関する項目

(7) 障害の発生時に早急に対応できる体制がとられていること。

(4) 職員からの問い合わせの対応が的確に行える体制がとられていること。

(7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と協議を行い合意の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

なお、構築及び運用・保守費用は、運用開始後5年間に分割支払いとする。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 提出書類の修正を求められた際には応じること。

12 問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Construction and maintenance of Shimane Prefectural Government staff lodging and parking lot management system
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. December 8, 2021
- (3) Contact : Property Division, Department of General Affairs, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-5043

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
島根県第5内部系仮想基盤構築運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年9月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 代表取締役 上田 健 広島県広島市南区比治山本町11番20号
- 5 随意契約に係る契約金額
633,322,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
島根県特別児童扶養手当システムの開発及び運用・保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県健康福祉部障がい福祉課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年8月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社島根情報処理センター 代表取締役 北村 功 島根県出雲市今市町321-3
- 5 随意契約に係る契約金額
36,465,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
配光測定装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社有電社 中国支店 支店長 宮本 耕平 広島県広島市中区西十日市町9番9号
- 5 落札金額
51,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和3年7月13日